別記三

一、一般昇給ハ此際不可能デアル

二、調査ニ相當ノ月日ヲ要スルカラ半年乃至一年后ニ移転スル場合ニハ東京ニ於テ実行出来スカモ知レ又ガ準備ノ目的デ一部ヲ実行スル場合ガアル「常時時間割拂ノ仕事ニ従事スル工人」ニハ一年間「配當附時間割増拂ノ仕事ニ従事スル工人」ニハ六ケ月間(東)ニ於ケル実収入ノ八割ヲ保証シ其后モ夫々其半分ノ期間幾分ノ保証スル

三、今後二ケ月以内ニ常備仕事給ヲ実施適宜「形式的ニアラズ」増収ヲ計ルコトニスル

四、現在ニ於テ解雇者ヲ出ス意志ハナイ

五、勉強ニ依ル増収ニ対シテハ値下スル様ナコトハナイ

昭和五年三月十四日

株式会社 芝浦製作所

備考

一、常時時間割拂工人トハ常備ヲ指ス

二、増當付時間割拂工人トハ請負ヲ指ス

三、(東)ハ東京工場